

平成 23 年 12 月 8 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ投信株式会社

**「三菱UFJ」豪ドル債券インカムオープン（愛称：夢実月）」
投資信託約款の変更（予定）のお知らせ**

拝啓

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「三菱UFJ」豪ドル債券インカムオープン（愛称：夢実月）」に關しまして、下記の通りファンドの投資信託約款の変更を予定しておりますので、ここにお知らせ申し上げます。何卒、この約款変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

ご連絡

1．対象ファンド

「三菱UFJ」豪ドル債券インカムオープン（愛称：夢実月）」
（以下、「本件ファンド」といいます。）

2．約款変更の内容

収益分配に係る柔軟性を高めるため、分配方針の変更を行います。詳細については、異議申立・買取請求のお手続きにございます<本約款変更に係る新旧対照表>をご覧ください。

3．本約款変更に係るお手続き

本件ファンドの約款変更（以下、本約款変更といいます）にご異議のない場合は、特に必要なお手続きはございません。

なお、本約款変更にご同意いただけない場合は、異議申立を行うことができます。詳しくは、異議申立・買取請求のお手続きをご参照ください。

本件に関するお問い合わせ

三菱UFJ投信株式会社

コールセンター 0120 548066

（受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9:00～17:00）

なお、お客様のお取引情報などにつきましては、運用会社では持ち合わせておりません。お取引情報につきましては、取扱販売会社にてご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

・ 異議申立・買取請求のお手続き

1. 異議申立とは

本約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第30条に基づいて、本約款変更にご異議のあるお客様は、異議申立を行うことができます。
本約款変更にご同意されるお客様は、お手続きの必要はございません。

< 本約款変更に係る、新旧対照表 >

変更前（旧）	変更後（新）
<p>運用の基本方針 （中略）</p> <p>3. 収益分配方針 毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。 <u>収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。</u>ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</p>	<p>運用の基本方針 （中略）</p> <p>3. 収益分配方針 毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。 <u>収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。</u>ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。</p>

以上の約款変更は重大な約款変更（改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」^{（注）}第30条にある「重大なもの」）に該当するため、受益者の皆様のご同意が必要となります。次項以降にて、そのお手続きにつきましてご説明いたします。なお、この約款変更にご異議のない方は、特に必要なお手続きはございません。

（注）改正前の投資信託及び投資法人に関する法律

「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第2条により、同法第25条の規定による改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」を適用します。

投資信託及び投資法人に関する法律

第30条 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しようとする場合において、その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当該投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付しなければならない。

2. 今後の日程と手続き

(1) 今後の日程

日付	内容	詳細
平成 23 年 12 月 8 日(木)	新聞公告日	日本経済新聞に掲載を行う予定でございます。また弊社ホームページ上でも開示いたします。
平成 23 年 12 月 8 日(木) ↓ 平成 24 年 1 月 16 日(月)	異議申立	異議申立の受付期間中に、異議申立書を送付することにより、この約款変更に関する異議を申し立てることができます。 お手続きの詳細は以下をご覧ください。
平成 24 年 1 月 17 日(火)	約款変更正式決定	異議申立を行ったお客様の受益権の口数を集計し、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、本件ファンドの約款変更実施を決定します。
平成 24 年 1 月 25 日(水) ↓ 平成 24 年 2 月 13 日(月)	買取請求	で本件ファンドの約款変更が決定した場合には、異議申立を行ったお客様は、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。 お手続きの詳細は次頁をご覧ください。
平成 24 年 2 月 15 日(水)	約款変更(予定)	で本件ファンドの約款変更が決定した場合には、約款変更を実施します。

(2) 異議申立のお手続き

a. 本件ファンドの約款変更に対してご異議のないお客様は、お手続きの必要はございません

b. 異議申立の手続き

平成 23 年 12 月 8 日(木)現在の受益者の皆様は、上記の異議申立の受付期間中(平成 23 年 12 月 8 日(木)~平成 24 年 1 月 16 日(月))に、三菱UFJ投信に対して「異議申立書」により、本約款変更に関する異議を申し立てることができます。

本約款変更に対して異議のあるお客様は、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、下記の宛先にご郵送ください(平成 24 年 1 月 16 日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきます)。

【お客様にご記入いただく内容】

お名前(署名、捺印)

ご住所

ご連絡先電話番号(日中連絡先)

ご購入の販売会社名・取引店名・口座番号

【宛先】〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。また、異議申立を行ったお客様の受益権口数等の確認のため、三菱UFJ投信から取扱販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おきください。

この異議申立書にて知りえた個人情報、本件以外には使用いたしません。

3. 本約款変更正式決定

異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成24年2月15日(水)に本件ファンドの約款変更を実施します。

なお、異議申立を行ったお客様の受益権の口数の合計が、公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本件ファンドの約款変更は行いません。この場合、約款変更を行わない旨及びその理由等を、異議申立の受付期間終了後に、日本経済新聞にて公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者の皆様に対してご購入販売会社を通じて交付します。

4. 買取請求のお手続き

< 買取請求とは >

本件ファンドの約款変更が決定した場合には、異議申立を行ったお客様は、以下の手続きにより、保有する受益権について、受託会社に対し、信託財産をもって買い取ることを請求できます。

異議申立を行ったお客様が必ず買取請求しなければいけないものではありません。また、引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

本書に記載の「買取請求」とは、この約款変更に関する異議申立を行ったお客様のみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

異議申立の有無にかかわらず、ご購入販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成24年1月25日(水)から平成24年2月13日(月)まで

(2) 買取請求の手順

【概要】

異議申立を行ったお客様	販売会社 (ご購入販売会社)	委託会社 (三菱UFJ投信)	受託会社 (三菱UFJ信託銀行)
買取請求書類お受取 ←		買取請求書類送付	
買取請求書類 ご記入 お取引店にご提出 →	取次 →	取次 →	受理 ↓
			買取実行 所得税・地方税 源泉徴収 ↓
買取代金お受取 ←			買取代金振込 ↓
投資信託取引報告書 (買取計算書) お受取 ←			投資信託取引報告書 (買取計算書) 送付

法人のお客様のみ

異議申立を行ったお客様に、弊社からご案内及び「買取請求書」等の買取請求に係る書類を送付いたします。

買取請求を希望されるお客様は、「買取請求書」に必要事項をご記入いただき添付書類と共に取扱販売会社へご提出ください(取扱販売会社は、当該書類を三菱UFJ投信経由、受託銀行である三菱UFJ信託銀行へ送付します)。

受託銀行である三菱UFJ信託銀行が買取請求必要書類を受理し、ファンドの信託財産による買取を実行します。

買取代金については、所得税及び地方税源泉徴収後の金額を受託銀行である三菱UFJ信託銀行から買取請求を申し込まれたお客様のご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。なお、振込手数料については買取請求を申し込まれたお客様のご負担とし、買取代金より差引させていただきます。

買取完了後、受託銀行である三菱UFJ信託銀行より、「投資信託取引報告書(買取計算書)」を買取請求を申し込まれたお客様へご郵送させていただきます。

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、異議申立期間中に本約款変更に対して異議申立を行ったお客様が、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款に係る受託銀行である三菱UFJ信託銀行に対して行うものであり、取扱販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取の価額は、買取請求を申し込まれたお客様が自己の有する受益権を本約款変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額となります。本件ファンドにおいては、受託銀行である三菱UFJ信託銀行が買取請求必要書類を受理した日の解約価額(当該日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額(当該基準価額の0.1%))とさせていただきます。

(5) ご留意点

上記に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がございますので予めご了承ください。

買取請求は、約款変更に関する異議申立を行ったお客様のみを対象として受付を行っています。

異議申立を行ったお客様でも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った受益権については、通常の換金請求を行えませんのでご注意ください。

買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託会社の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託会社ならびに三菱UFJ投信は一切責任を負いませんのでご承知おきください。

以上